

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年7月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 柏崎ショッピングモール  
所在地 柏崎市東本町一丁目315番1外  
設置者 株式会社柏崎ショッピングモール
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者  
（変更前）株式会社スポットほか13者  
（変更後）株式会社スポットほか14者
- 3 変更年月日  
平成27年6月4日
- 4 変更の理由  
小売業者の入店があったため。
- 5 届出年月日  
平成27年7月8日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
（なお、柏崎市産業振興部商業労政課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間  
平成27年7月24日から平成27年11月24日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp